第8章 間接経費・オーバーヘッド

阿曽沼 明裕(名古屋大学) 濱中 義隆(大学評価・学位授与機構) 両角 亜希子(東京大学)

1. 間接経費とオーバーヘッド

間接経費(Indirect Cost)とオーバーヘッド(Overhead)は、アメリカの大学においては、大学内の主として個人に来る外部資金の一部を大学が獲得し、これを大学一般経費(University General Fund)の財源となし、大学の運営経費として支出するものである。一般に外部資金による研究活動は大学の資源を消費する。そのため、大学は、外部資金の一部を間接経費やオーバーヘッドという形で獲得し、大学の資源の消費を補填すると同時に、他の教育研究あるいは管理運営費のための経費としても支出する。日本でも、こうした間接経費やオーバーヘッドが議論になること自体、外部資金の増加という現在の状況をよく示しているといえよう。

以上のような意味で、間接経費もオーバーヘッドも同様のものだが、オーバーヘッドは、スポンサーの意志とは別に大学で徴収され、ピンハネや上納金、税金のようなイメージがあり、研究費(直接経費)に上乗せして大学に来る間接経費とは、意識の上で多少の違いがあるかもしれない。あるいは、間接経費は外部資金による研究活動にかかわって使用される経費であるのに対して、オーバーヘッドは研究活動とは別に大学が独自に使用できるというイメージがあるかもしれない。だが、必ずしもこのように明確に分かれているわけではない。

日本において間接経費とオーバーヘッドの大きな違いは、外部資金の種類によって明確に区分けされていることと、その規模(外部資金に対する比率)である。規模についてはそれぞれ後で述べるが、簡単にいえば、ある外部資金を得ると、間接経費は個々の外部資金の20数%(直接経費に対する比率ではない)であるのに対して、オーバーヘッドは数%にすぎない。

日本の場合、間接経費とオーバーヘッドの主たる違いは外部資金の種類による。間接経費の対象となるのは、第一に、大学の外部資金の代表である文部省科学研究費補助金を始めとする各省庁の科学技術関係の研究費補助金、第二に、未来開拓学術研究推進事業などの政府出資金(建設国債を原資とする)による研究助成、第三に、科学技術振興調整費などの一般会計からの予算である(平成14年度の時点で)。これに対して、オーバーヘッドは、企業や民間財団からの奨学寄付金と一般の受託研究費を対象とする。以下の記述ではこの区分に従う。

この結果、間接経費はもっぱら政府資金の外部資金を対象とするのに対して、オーバーヘッドは民間資金を主な対象とする。また、間接経費は競争的な外部資金に対して政府が公式に追加して予め配分するのに対し、オーバーヘッドは各大学がその比率を決めるという点でローカルなルールに基づく。

以下では、間接経費とオーバーヘッドについてそれぞれ、その規模や内部での配分、使途の 現状を検討する。なお、間接経費について阿曽沼・両角が、オーバーヘッドについては濱中が 担当した。

2. 間接経費の現状

ここでは、2003 年度の国立大学の調査で提供された資料をもとに、間接経費の現状を概観する。ただし、現状といっても 2003 年度の段階での資料なので、数値は 2002 (平成 14) 年度、間接経費の取り扱い関連資料は 2001 (平成 13) 年度のものが多く、その時点での現状を示す。以下、間接経費とは何かについて簡単に述べ、次に間接経費の他の経費に対する相対的な規模、さらに、間接経費が学内でどのように配分されているのかを検討し、最後に、どのように支出されているのか (使途)を整理する。

2-1 間接経費とは

大学の研究費の財源には一般的に、政府などからの機関補助による学内配分の研究費と、個別の研究プロジェクトに対する大学外部からの研究資金がある。前者の機関補助が潤沢で研究活動を十分に支えることができる状況では、後者の外部資金(個別研究助成)は機関補助の補完的役割に留まり、機関補助による研究基盤や管理的経費を前提に助成の成果を期待することができるので、外部資金(個別研究助成)は研究活動の直接経費のみをカバーし、研究活動に伴うフルコストをカバーする必要がない。しかし、機関補助がごくわずかである場合や、次第に機関補助が外部資金に比べて相対的に減少していく状況では、外部資金による研究活動のフルコストをカバーするために、個々の大学は大きな財政負担を抱えることになる。この対策として、直接経費である外部資金(個別研究助成)に一定の金額を上乗せしてフルコストの相当部分を補助するべきだという考えがあり、それが間接経費 Indirect Cost といわれる。

間接経費は、機関補助よりも外部資金(個別研究助成)が研究費のメインとなっている米国の大学で重要な位置を占め、機関補助に対する外部資金の相対的な増加の著しい英国でも十数年前から本格的に始まった。日本では、それより遅れ、本格的な開始は2001年度からである。日本の場合、機関補助が比較的潤沢だったので間接経費の導入が遅れたが、近年では外部資金は著しく増えているし、また、外部資金(間接経費)獲得を巡る競争が生じることを期待して政策的に導入されたという側面も強い。

従来の国立大学の研究費は、1980年代末頃まで、教官当積算校費を中心に、外部資金としては文部省科学研究費補助金をメインに、そのほか企業や民間助成財団からの奨学寄付金、そして受託研究費がこれを補完するという構造であった。1990年代以降、外部資金は急速に増加するが民間資金ではなく政府資金が主であり、その正式な受入窓口は受託研究費であった。政府資金はながらく特殊法人を経由して大学に研究委託されるという形で大学に流れ、さらに1996年度から建設国債を財源とする政府出資金事業による研究助成が始まり、これも受託研究費扱いであった。この出資金事業による受託研究費の増大に応じて、1998年に国立学校特別会計で

は、歳入に(項)産学連携等研究収入、歳出に(項)産学連携等研究費がたてられた。そして、政府出資金を活用した基礎研究推進制度(いわゆる出資金事業)から直接経費の10%に相当する間接経費を、平成12年度(2000年)から徴収することになり、従来積算していた「受託研究管理費」については廃止されることになった。出資金事業等受託研究で受け入れる競争的資金の間接経費については、(目)産学連携等研究費により受入機関に全額配分されることとなった。科研費についても、1999年(平成11年)6月の学術審議会答申「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について一「知的存在感のある国」を目指して一」で、科研費をはじめとする研究費に「オーバーヘッド(注:本報告書で用いている「間接経費」のことを指している。)」を導入することが提唱された。これをうけて、2001年(平成13年)3月に閣議決定された「第2期科学技術基本計画」では「競争的資金をより効果的・効率的に活用するために、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を手当てする必要がある」として、「研究費に対する一定比率の間接経費を配分する」ことが盛り込まれ、これによって、たとえば一部の科研費に直接経費の30%にあたる間接経費が一律加算されることとった。こうして政府出資金以外の政府各省庁の科学研究費補助金や研究助成などのいわゆる競争的資金について

図表 1 平成 13 年における競争的資金

政府補助金から配分されるもの

革新的技術開発研究推進費補助金

科学研究費補助金

も一括して間接経費が扱われるようになった。

厚生科学研究費補助金

産業技術研究助成事業

産業技術総合開発機構補助金

石油代替エネルギー技術開発費補助金

エネルギー使用合理化技術開発費等補助金

政府出資金から配分されるもの

未来開拓学術研究推進事業

戦略的創造研究推進事業

戦略的基礎研究推進事業

若手個人研究推進事業

基礎的研究発展推進事業

保険医療分野における基礎研究推進事業

新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業

新規産業創造型提案公募事業

運輸分野における基礎的研究推進制度

情報通信分野における基礎研究推進制度

文部科学省所管一般会計から配分されるもの

科学技術振興調整費

他省庁所管の一般会計から配分されるもの

地球環境研究総合推進費

平成 13 年 (2001 年) 4 月 20 日には、政府の関係府庁連絡会による「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」についての申し合わせが公表され、間接経費の目的、使途、執行方法等について一定の方針が打ち出された。以下での間接経費の現状とは、このように本格化して間もない時期の状況である。

2-2 間接経費の規模

外部資金と間接経費の額についての資料の入手できた 45 大学について、間接経費の規模を知るために、外部資金の直接経費総額に対する間接経費総額の比率 (間接経費比率) を見ると、最小値が 0.09%、最大値が 8.40%で、平均は 3.39%であった。個々の競争的資金に対する間接経費費比率は 20 数%になるが、ここでは、各大学の、間接経費のないものも含めた外部資金の総額(上記競争的資金以外に奨学寄附金、民間との共同研究、一般の受託研究費も含む)から間接経費総額を除いた額を直接経費総額と考え、その直接経費総額に対する間接経費総額の比率を出しているので、当然数値は 20 数%よりもはるかに小さくなる。なお、ここでの間接経費には、実質的に間接経費に近い競争的研究支援経費は、データが正確に得られなかったので含んでいない。これを含めると若干数字が大きくなる。また、間接経費比率が 0%の大学がある可能性もあるが、資料が得られた大学にはなかった

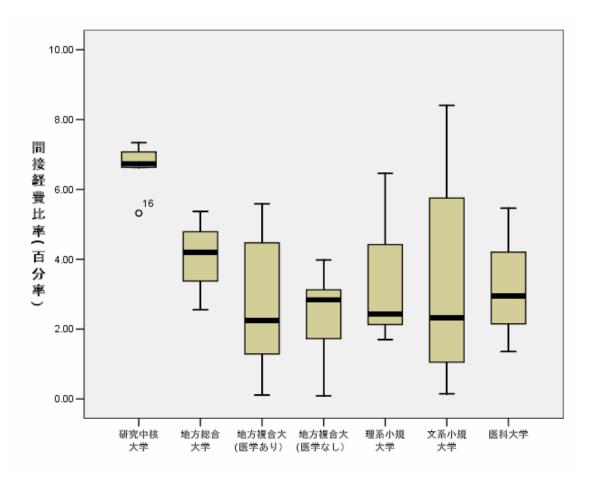
さらに、大学の類型と間接経費の大きさとの関係を見るために、機関タイプ別に間接経費比率の分布を見た(図表 2)。ここでの大学類型は、第 2 章「外部資金の獲得」での大学類型であり、研究中核大学、地方総合大学、地方複合大学(医学部あり)、地方複合大学(医学部なし)、理系小規模大学、文系小規模大学、医科大学である。

一般的に、間接経費比率が高いのは、研究に傾斜した大学や、大型の外部資金を獲得しやすい理工系や医薬系に傾斜した大学であることが想像される。

確かに研究中核大学は、おおむね 7%前後の値を示しており(ただし、旧制帝大以外の1校が 5.31%、図表の 16 である)、また、平均値でいえばその次に地方総合大学、さらに地方複合大学の順になり、研究に傾斜した程度に応じて間接経費比率が高いといえよう。外部資金の総額を、研究に傾斜している指標の一つと考えて、外部資金の総額と間接経費比率との相関を見ると、相関係数は 0.41 である(有意水準 1%)。

その一方で、特定分野に傾斜した大学、小規模の単科大学などをみると、平均値でいえば、理工系や医学系に傾斜した大学(理系小規模大学、医科大学)のほうが、文系小規模大学よりも間接経費比率が大幅に高いというわけではない。文系小規模大学には、8%を超える値を示す大学が2大学あり、それが平均値を引き上げているという側面はあるが、理系小規模大学でもそれと多少似た傾向がある。

このことは、文系小規模大学では、総じて個々の外部資金が小規模であるが、間接経費を含むほどの大きな外部資金があると、間接経費比率が一気に高くなると解釈することもできよう。たとえば COE が一つあるかないかで大きく違うだろう。理系小規模大学でも似た傾向が考えられ、小規模大学の中で、研究に傾斜する度合いが相当に異なる大学が混在していると言ってもよいかも知れない。



図表 2 大学類型別に見た間接経費比率

2-3 間接経費の学内配分

2001 年度に政府の関係府庁連絡会による「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」についての申し合わせが公表されたのに伴い、各大学でも間接経費の学内での配分や支出の仕方について議論がなされ、多くの大学で学内配分に関する方針が立てられた。

資料の得られた 49 大学について、配分の状況をまとめたのが図表 3 である。配分の対象については、36 大学では全学と部局に配分され、8 大学では全学と個人に配分、4 大学ではすべて全学に配分される、という内訳になった(残り 1 大学では、全学と部局にそれぞれ 30%、60% 配分、残り 10%は後日検討、という方針である)。部局と研究者個人にのみ配分する大学はない。このように全学と部局で使用するという大学が多い。

さらに全学と部局に配分する大学の中で、6割以上の大学で、全学と部局とで50%と50%の配分が行われ、結果的に49大学のうちおおよそ半数の大学では全学と部局に等しく配分がなされている。全学に部局よりも多く配分する(例えば70:30、60:40、67:33)大学は4大学、全学よりも部局に多く配分する大学は6大学に留まる。なお、50:50に配分する大学のうち、1大学は、部局配分後に、部局と研究者個人とで配分する比率を全学的に決めている

が、他の大学は部局配分後の使途は部局に任せている。

研究者個人に配分する大学の中では、個人と全学とで50%ずつ配分する大学が3大学、個人よりも全学に多く配分する大学は5大学であった。

間接経費の配分と機関特性との関係は明確には見られないが、間接経費を最初から全学で使用する大学は、すべて単科大学である。

配分の対象と比率 機関数 内数 全学で使用 全学と部局で配分 36 全学と部局で50%ずつ配分 24 全学に傾斜(全学を部局より多く配分) 5 部局に傾斜(全学より部局に多く配分) 7 全学と研究者個人で配分 8 全学と個人で50%ずつ配分 3 全学に傾斜(全学を個人より多く配分) 5 人に傾斜(全学より個人に多く配分) 0 その他 全体 49

図表3 間接経費の配分方針

2-4 間接経費の使途

間接経費をどのような経費として支出するのかについては、前述したように基本的な指針が出されているし(①管理部門にかかる経費、②研究部門にかかる経費、③その他の関連する事業部門にかかる経費、の別にそれぞれさらに詳しく)、間接経費実績報告の様式についてもモデルが示されているので、大部分の大学はその方針に沿った形での支出と実績報告を行っている。このため、大学ごとの違いは必ずしも大きくなく、全学のために配分される間接経費は、本部共通経費、学内共同利用施設の運営費、図書館経費、ネットワーク経費等に支出されているが、学長の裁量を加味したものや特定の目的達成を重視したものもある。例えば、ある工学系の単科大学では、間接経費を「インセンティブ経費」や「研究における将来的な萌芽育成のための手当」に充てたり、いくつかの大学で「全学プロジェクト経費」に充てる大学もあり、また大学評価や法人化対応のための「大学改革等推進経費」のような経費に充てている大学もいくつかある。

参考資料 資金別の間接経費比率

間接経費は競争的な外部資金に対して政府が公式に追加してあらかじめ配分する性質のものである。どの外部資金にどの程度の間接経費比率が課せられているのか、参考資料として最後に添付しておく。

平成 13 年度の間接経費比率

所轄省庁	制度名	予算額	配分総額	間接経費
別特省刀		(百万円)	(百万円)	率(%)
総務省	通信・放送機構 情報通信分野における基礎研究推進制度	1500	1385	20.4%
	通信・放送機構 新たな通信・放送事業分野開拓のための先進的技術開発支	390	332	0.0%
	通信・放送機構 ギガビットネットワーク利活用研究開発制度	360	332	22.7%
	通信 放送機構 民間基盤技術研究促進制度	6400	6369	27.1%
	総務省 情報通信ブレークスルー基盤研究21推進	59	38	0.0%
	総務省 周波数資源開発	18	12	0.0%
	総務省 量子情報通信技術研究開発	100	70	0.0%
文部科学省	JST 戦略的基盤研究	31723	23757	0.6%
	JST 若手個人研究	7423	5130	0.5%
	JST 基盤的研究発展	1073	979	0.5%
	JST 社会技術研究	202	134	1.4%
	日本学術振興会 未来開拓学術研究推進	18702	16648	0.0%
	革新的技術開発研究推進	4500	4015	7.5%
	科学研究費補助金	157965	138730	5.1%
	科学技術振興調整費	34310	31167	4.4%
厚生労働省	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構 基礎研究推進	11286	8174	1.4%
	厚生科学研究費補助金	32885	24871	1.1%
農林水産省	生物系特定農業技術研究推進機構 新技術・新分野基盤研究推進	5390	4791	0.0%
	生物系特定農業技術研究推進機構 新事業創出研究	1455	1206	0.0%
	農林水産省 農林水産業技術研究強化・パイオニア特別研究	812	740	0.0%
	農林水産省 民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業費補助	560	465	0.0%
経済産業省	NEDO 競争的資金	4822	3700	25.7%
国土交通省	運輸施設整備事業団 競争的資金	404	360	0.0%
	国土交通省 建設技術研究開発助成	100	812 740 560 465 822 3700 404 360 100 93 650 2240	30.1%
環境省	環境省 地球環境研究総合推進	2650	2240	2.3%
	環境省 環境技術開発等推進	700	639	18.9%
	環境省 廃棄物処理等科学研究	702	638	7.9%
·	合計	326490	277011	4.4%

平成 14 年度の間接経費比率

所轄省庁	制度名	予算額(百 万円)	配分総額 (百万円)	間接経費率(%)
総務省	通信・放送機構 情報通信分野における基礎研究推進制度	1120	948	20.5%
	通信・放送機構 新たな通信・放送事業分野開拓のための先進的技術開発支	425	361	0.0%
	通信・放送機構 ギガビットネットワーク利活用研究開発制度	200	161	22.2%
	通信 放送機構 民間基盤技術研究促進制度	10700	10939	26.8%
	総務省 戦略的情報通信研究開発推進制度	1350	1199	27.5%
文部科学省	JST 戦略的創造研究推進事業費	42689	32728	1.4%
	日本学術振興会 未来開拓学術研究推進	9000	8325	0.0%
	科学研究費補助金	170300	144249	8.0%
	科学技術振興調整費	36500	33057	8.9%
	独創的革新技術開発研究	5277	4694	6.5%
	大学発ベンチャー創出支援制度	1823	1607	30.0%
厚生労働省	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構 基礎研究推進	9762	6524	3.7%
	厚生科学研究費補助金	39284	25271	4.7%
農林水産省	生物系特定農業技術研究推進機構 新技術・新分野基盤研究推進	4166	3522	4.6%
	生物系特定農業技術研究推進機構 新事業創出研究	1687	1329	0.0%
	農林水産省 先端技術活用農林水産研究高度化事業	1808	1175	5.4%
	農林水産省 民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業費補助	560	432	0.0%
経済産業省	NEDO 競争的資金	5280	4465	29.9%
国土交通省	運輸施設整備事業団 競争的資金	392	350	0.0%
	国土交通省 建設技術研究開発助成	240	777 4694 23 1607 62 652 84 25271 66 3522 87 1329 08 1175 60 432 80 4465 92 350 40 222 95 2515 65 708	30.0%
環境省	環境省 地球環境研究総合推進	2895	2519	7.4%
	環境省 環境技術開発等推進	765	708	18.7%
	環境省 廃棄物処理等科学研究	1050	667	9.0%
	合計	347273	285450	7.7%

3. オーバーヘッドの現況

一般にオーバーヘッドといった場合、大学の研究活動にともなって生じる管理的経費など間接経費相当分を、各研究者が獲得したいわゆる外部資金(研究助成費)から大学が徴収すること全般を指すのが通例であろう。本節では、前節で扱ったようなあらかじめ「制度的に」措置された間接経費とは区別し、各大学が独自のルールに基づいて行っている外部資金からのオーバーヘッドにのみ焦点をあて、その現況を概観する。ただし以下に示すように、制度的に措置される間接経費を除いた場合、奨学寄附金からのオーバーヘッドと、受託研究費および民間等との共同研究費の直接経費相当分からのオーバーヘッドに、現行制度のもとでは実質的に限定されている。

3-1 オーバーヘッドの実施状況

今回の調査の「第Ⅱ部資料提供編」に対して資料を提供していただいた 65 大学のうち、「Ⅱ -5 オーバーヘッド」に関する資料(資料 13、14)が得られたのは 20 大学¹であった。このうち 3 大学は一部の学部のみでの実施である。アンケート調査の結果をみても、平成 14 年度に「全学レベルの間接経費・オーバーヘッドを積極的に徴収した」とする大学²は 30%弱であった(学長 28.4%、事務局長 29.0%)。全体として実施大学が多くはないため、各大学から提供された資料を、一覧表の形にまとめたものを提示した(図表 4)。

全学でオーバーヘッドを実施しているとした 17 大学の特徴として挙げられるのは、単科大学 (9 大学)、とくに医学もしくは工学関係の単科大学3が多い (うち 8 大学) ことである。一部の学部のみで実施しているとした 3 大学においても、実施学部はいずれも工学部、農学部といった理工系学部であった。オーバーヘッドした資金を効果的に運用するためには、一定程度まとまった金額を徴収できなければならない。つまり多額の奨学寄附金や受託研究費等を受け入れていることがその前提となるわけである。こうした条件を満たすのは医学部や理工系学部に限られていることが、これらの分野に集中していることの理由の一つであろう。

単科大学に実施大学が集中しているのは調査方法の影響があらわれたものと考えられる。今回のわれわれの調査は本部事務局を対象に対して資料の提供を求めたものであるため、各部局ではオーバーヘッドを徴収していても、本部事務局では徴収していない場合、あるいは本部で各部局の状況を把握していない場合には該当資料が提供されなかった可能性が高い。その点、単科大学においては本部と部局の区別が実質的に存在せず、オーバーヘッドを徴収している場合には、そのまま「全学レベル」での実施ということに必然的になるため、結果的に総合大学に比べて資料の提供が多くなったものと考えられる。

多数の学部等を有する大学においては事務処理の円滑化のため、奨学寄附金(委任経理金)の受払に関する命令を学長ではなく、各部局等の長に行わせることができることが定められている。また、民間等との共同研究、受託研究の直接経費分はその費目区分 をみても総合大学では各部局ごとに経理を行っているのが通例であろう。したがってオーバーヘッドを徴収する場合にも、部局単位で実施する方が一般的であると考えられるのである。学部独自にオーバーへ

ッドを徴収している大学は、図表4に示した大学の他にも多数存在しているとみてよい。

3-2 オーバーヘッドの対象

すでに述べたように、「大学が独自に行う」オーバーヘッドの対象となる資金は、(1)奨学寄附金と(2)受託研究および共同研究の直接経費相当分のみである。このうち、(1)奨学寄附金のみを対象としているのが 14 大学、(1)(2)双方を対象にしている大学が 5 大学、(2)受託研究費のみを対象としている大学は 1 大学であった。

受託研究、共同研究はいずれも民間等との契約に基づいて当該研究に係る経費を受け入れるものであるため資金の使途が著しく限定されること、さらに受託研究については、民間からの委託分、ならびに「出資金事業に係る受託研究」4の場合、原則として直接経費の30%に相当する額を間接経費5として委託者が納付することが制度上定められていることから、これらの外部資金に対して大学独自にオーバーヘッドを課すことは例外的であるともいえる。この点については、オーバーヘッドされた資金の使途の項でさらに言及することにしたい。

一方、奨学寄附金は、寄付金としていったん国庫に納入された後、同額が関係の国立大学等の長に交付され、その経理が委任されるものであり、寄付の趣旨に沿って幅広い使途に機動的に支出できる経費(委任経理金)とされている。したがって、外部資金(個別研究助成)に対して各大学が独自にオーバーヘッドを課すにあたって、奨学寄附金(委任経理金)は他の外部資金と比較すれば、より弾力的な運用を可能にする資金源といってよいだろう。

とはいえ奨学寄附金の寄付にあたっても、寄付者は奨学寄附金の趣旨に反しない範囲で条件6を付すことが認められており、現状では、特定分野の学術研究の助成を指定したもの、特定の講座や研究者を指定した寄付が多い。したがって大学が受け入れたすべての奨学寄附金(委任経理金)をオーバーヘッドの対象としているわけではなく、各大学ごとに、適用を除外されるものが定められている。図表4からは、「学生の奨学援助を目的とする」もの、「国際交流事業の推進を目的とする」もの等、研究以外の目的で行われる奨学寄附金をオーバーヘッドの対象外としている大学が多いことがわかる。

例外的な適用除外条件として1大学のみではあるものの、公募等により採択された研究課題に対する奨学寄附金をあげている事例がみられた。研究活動にともなって生じる管理的経費相当分を徴収するというオーバーヘッドの本来の目的からすれば、あえて対象から除外する必要はないようにも思われる。外部資金獲得のための公募等を促進するという観点から、他の奨学寄附金とは区別して、インセンティブ的な要素を加味した運用を敢えて行っているといえるかもしれない。

図表 4 大学独自のオーバーヘッドの実施大学一覧

	1	<u> 四</u>	八十四日の7	・ パー・グトの矢旭八十一見
大学名	大学類型	実施部局	対象となる資金源	オーバーヘッドの適用を除外する条件
A大学※	単科大学(工)		奨学寄附金	
B大学	単科大学(医)		奨学寄附金	
C大学	単科大学(工)		共同研究費	共同研究員費
			奨学寄附金	学生の奨学援助を目的とする奨学寄附金 本人が外国出張を目的としてする奨学寄附金
D大学	複合大学		奨学寄附金 受託研究費	学生を対象とする奨学寄附金
			共同研究費	
E大学※	基幹大学		奨学寄附金	寄附講座及び寄付研究部門の設置を目的としたもの 学生の奨学援助及び厚生補導を目的としたもの 教官等の海外派遣を目的としたもの 10万円以下の少額の奨学寄附金 学術交流協定締結校から招聘する研究者の旅費 及び滞在費負担を目的とするもの 教官が賞を受けた際の副賞(償金)
		工学部	奨学寄附金	
F大学	複合大学		奨学寄附金	留学生教育のための奨学寄附金 学生の奨学援助を目的とする奨学寄附金 附属学校における教育の振興・充実を目的とする奨学寄附金 10万円以下の奨学寄附金
G大学	単科大学(工)		奨学寄附金	1000,100,100,000
H大学	単科大学(医)	(2学部)	受託研究費(民間からの委託分)	
I大学	複合大学	工学部	奨学寄附金	
J大学	複合大学		受託研究·共同研究 奨学寄附金	
K大学	基幹大学		奨学寄附金	
L大学	単科大学(工)		受託研究 共同研究	間接経費が配分されるもの
M十学	出対十帯/エ)	.	<u>奨学寄附金</u>	学術研究にかかるもの以外
M大学	単科大学(工)		奨学寄附金 	学生の奨学を目的とするもの 研究助成財団等の公募により採択されたもの 及び使途が特定されたもの
N大学	単科大学	(3学部)	奨学寄附金	附属学校園において教育・研究支援を目的としたもの 学生の奨学援助及び厚生補導を目的としたもの 国際交流支援を目的としたもの
0大学	複合大学		奨学寄附金	
(旧0医大)	単科大学(医)		奨学寄附金	研究費(旅費等)が不足するための個人の所持金による奨学寄附金 公募等により採択された研究課題に対する 研究助成金による奨学寄附金など
P大学	基幹大学	臨床	奨学寄附金 所及び学内共同研究が 所及び学内共同研究が	布設
Q大学	基幹大学	טעוניין אין אין אין	<u> </u>	国際交流事業の推進を目的とする奨学寄附金 寄附講座及び寄付研究部門の設置を目的とする奨学寄附金 学生の奨学援助を目的とする奨学寄附金 10万円以下の奨学寄附金
R大学	複合大学	工学部	奨学寄附金	 5万円以下の奨学寄附金
S大学	複合大学	工学部農学部	奨学寄附金	
T大学	大学院大学		共同研究 受託研究(民間) 奨学寄附金	
1 39/ 5 - 33//	土 4 左 安 計 明 知 :			

図表 4 大学独自のオーバーヘッドの実施大学一覧(つづき)

比率	受入額(H14) 開始		使途	大学名	
5%			共通経費に組み入れ	A大学※	
5%			①教育、研究及び診療の活性化に係る経費 ②業務改善に係る経費(病院業務、医事電算業務) ③医療技術職員に係る関係経費(コメディカル職員の研修) ④管理運営に係る経費(図書館、委任経理金事務)	B大学	
5%			1. 共通経費における光熱水費の一部補填 2. その他学長が認めた事項	C大学 	
5%	2310387		1. 共通経費における光熱水費の一部補填 2. 学内共通旅費 3. その他、学長が必要と認めた場合		
5%		H13	研究協力事業等全学的な経費	D大学	
旅費及び人件費 に相当する部分を 除いた額の5%、上 限100万円		H13	共通経費(光熱水料を含む)		
5%	82496581 20520507		「総長リーダーシップ経費」 ※平成14年度よりE大学教育研究協力基金(1%)と 総長リーダーシップ経費(4%)を統合 ・教育研究活動の活性化、管理運営の円滑化を図り、 本学の発展に資するために総長が用いる経費 ・国際交流事業が主たる用途	E大学※	
1%			「工学研究教育資金」		
1%		H12	「F大学全学協力事業基金」 教育研究活動及び管理運営の活性化に資する全学的な事業 (国際交流基金で実施する事業への充当) (その他学長が特に必要と認める事業)	F大学 I	
5%	8478250		電気料 高専広報(出前授業)の旅費	G大学	
直接経費の10%			事務局、各学部に按分	H大学	
5% 上限1件につき107	0070000	H9	事務補佐員の雇用に関する諸経費 事務連絡旅費 講演等の謝金 事務経費(事務用機器、消耗品等の購入) 国際交流経費 就職開拓等経費	I大学	
相当額			電気料→外部資金獲得数に応じて、部局に配分 人件費→同上	J大学	
1%		H4	本部における奨学寄附金の事務処理体制等の充実 全学の事務改善合理化の推進	K大学	
5% <u>た熱水料積算の額</u> 5%	20585000		光熱水料 	L大学	
5%	4335611	H14	教育研究基盤の整備及び大学運営等の全学的な経費 (ただし、14年度は執行なし)	M大学	
5%		H13	委任経理金の事務処理に必要な経費 学長がとくに必要と認めた経費	N大学	
5%	3700794	H12	学部等共通経費(3%)→光熱水料 管理経費(2%)	0大学	
5%	14640000	H12	教育研究の基盤整備	(旧0医大)	
5% 3.75% 2.5%			プロジェクト研究の推進	P大学	
5%		H14	「Q大学全学協力事業基金」 ・教育研究推進支援事業 ・奨学寄附金等事務処理体制の強化 ・国際交流事業 ・その他総長が必要と認める事業	Q大学	
3%			工学部に配分	R大学	
5%	2370912		工学部に配分 農学部に配分	S大学	
直接経費の5%			大学の管理運営に当てる経費=光熱水料	T大学 	
5%	8708000		大学運営費経費		

3-3 オーバーヘッドの規模

つづいて、外部資金受入額のどの程度をオーバーヘッドとして徴収しているかをみてみよう。 オーバーヘッドとは、もともと研究者個人が獲得した研究助成金の一定割合を所属機関が徴収 するという性格のものである。したがって、どの程度の比率を徴収すべきかがオーバーヘッド の導入にあたって教授会等で論点となったといった類の話は、大学教員の間からしばしば耳に するところである。

図表 4 に示すように、奨学寄附金については、受入額の 5%とする大学が最も多く(19 大学中 15 大学)、それ以外では、3%としているのが 1 大学、1%としているのが 2 大学であった。受託研究費、共同研究費の場合も、直接経費の 5%とする大学が最も多く(6 大学中 4 大学)なっている。

なぜ 5%であるのかについて、必要経費ベースでの算定根拠等が資料として示されている大学は皆無であり、明確な根拠が存在するわけではないだろう。5%程度とするのが現在のところ構成員のコンセンサスが最も得られやすい、あるいは他大学でもおおよそ 5%程度の水準であるということ等が、設定理由となっていると考えられる。その是非はともかくとして、個々の大学教員にとっては自らが獲得した外部資金から大学への「上納金」のような感覚がオーバーヘッドにはついてまわるのであろう。また外部資金を多く獲得すればするほど、結果的に多くの金額をオーバーヘッドされることになるため、教員間での不公平感を惹起することもあろう。したがって、オーバーヘッドされる比率が高くなれば、外部資金獲得に対するインセンティブを弱める方向に作用することも考えられるのである。

いうまでもなく、オーバーヘッドとしての徴収額は、獲得した奨学寄附金、受託研究費等の金額に依存する。実際にオーバーヘッドされた金額について資料提供のあった大学(平成 14 年度)をみると、奨学寄附金からのオーバーヘッドの場合は、工学系単科大学および理工系学部のみで実施大学の場合は、おおよそ 200~400 万円程度と必ずしも大きな金額ではない。医科系単科大学ではデータは少ないが 1500 万円程度となっている。なかには E 大学のように多数の学部を擁する総合大学では、本部におけるオーバーヘッドの受入額が 1 億円程度にのぼる例もみられた。

3-4 オーバーヘッドされた資金の使途

本部事務局によってオーバーヘッドされた資金は、どのような使途に用いられているのであろうか、学内配分の実態を見ていくことにしよう。

すでに述べたように、「大学が独自に行う」オーバーヘッドの資金源である奨学寄付金(委任経理金)、受託研究費および共同研究費は、そもそも資金ごとに目的が定められているため、 使途については「大学が独自に」決定するというわけにはいかない。したがって対象となる資金源ごとに実際の使途は限られている。

受託研究費および共同研究費からのオーバーヘッドの場合、その使途はいずれの大学においても光熱水料となっている。もともと当該研究の遂行に必要な直接経費相当分からの徴収であ

るため、光熱水料にその使途が実質的に限定されてしまうのである。むろん当該研究にのみ係る光熱水量を測定することが可能であれば別だが、通常は全学あるいは部局単位で一括して支出することになるため、事前に一定の比率を光熱水料相当分として事務局が徴収しているわけである。したがって純粋なオーバーヘッドというよりも、本部事務局(もしくは部局事務局)による直接経費の支払の代行といった方が、実態により近いといえるだろう。

奨学寄付金の場合は、寄付の趣旨に沿う範囲であれば、教育研究上必要な使途に幅広く使用することが認められている。たとえば、寄付目的に教育研究上必要な事務経費が含まれていると認められるならば、事務経費への支出も可能ということになる。特定の学術研究を指定した寄付、特定の講座、研究者を指定した寄付金についても、寄付目的の範囲内として事務経費等に支出可能であるかどうかについては、各大学の長が適切に判断した上で取り扱うこととされている。

奨学寄付金からのオーバーヘッドの使用例として典型的なものの一つは、やはり光熱水料の補填にあてるというもので(B,G,J,L,O 大学)、工学系単科大学、理工系学部に多い。周知のように工学部では光熱水料が慢性的に不足しているという事情に加え、研究目的の寄付の場合には光熱水料への充当であれば寄付目的の範囲内であることが明確であることがその理由であろう。

光熱水料以外の全学的な管理運営費として利用する場合の使途として複数の大学が回答したのは、委任経理金に係る事務処理に必要な経費に充当するというものであった(4 大学→ B,K,N,Q 大学)。こちらも寄付目的の範囲内であることが比較的容易に認められる使途である。一部の大学を除けばオーバーヘッドによって徴収される金額がさほど大きくないこともあり、奨学寄付金からのオーバーヘッドについても、意外とその使途は限定されているのである。

こうした状況の中で、興味深い取組みを実施している大学の事例を紹介したい。一つは E 大学の事例である。 E 大学では、「総長リーダーシップ経費」(文部科学省から配分されるいわゆる学長裁量経費とは異なる)として奨学寄付金受入額の 4%、また「E 大学研究協力基金」として奨学寄付金受入額の 1%をオーバーヘッドし、それぞれ基金化している。平成 14 年度の受入額はそれぞれ、約8250万円、2050万円にのぼり、基金の総額も平成 14 年度末でそれぞれ1億1750万円、5460万円となっている。平成15年度からは「総長リーダーシップ経費」に一本化されたため、こちらの趣旨のみを紹介すると「E 大学の教育研究活動の活性化を図り、本学の発展に資するために総長が用いる経費として総長リーダーシップ経費を設けるものとする」とされている。なお大学の匿名性を守るため具体例は提示しないが、平成14年度の決算をみると国際交流関係事業への支出が多くなっている。

E大学の他にも少なくとも2大学(F大学、Q大学)において全学レベルでの「冠」を付した基金として奨学寄付金を運用している大学が存在している。いずれも多数の学部を擁する大学であり、基金としてある程度の規模を確保できる総合大学ならではの方式であるといえよう。 奨学寄付金は、本来、寄付目的に則して速やかに使用計画を立て、効率的に使用すべきものであるが、国際交流基金などのように長期的かつ継続的に使用する必要があるときには、基金的

な運用ができると考えられている。他の経費と異なり、年度内に支払を完了する必要がなく、 繰越手続きも要しないという、奨学寄付金(委任経理金)の特徴を利用した運用形態であると いえるだろう。ただし委任経理金により「元本を保証されていない債権を購入する等元本が減 少または滅失するおそれのあるような運用を行わないこと」7とされており、現在のような超低 金利の時代にあっては「基金」からの運用益はほとんどゼロに等しい。

もう一つの興味深い事例は、1 大学のみではあるものの、奨学寄附金からのオーバーへッドを全学的にみて重要なプロジェクト研究の支援に充当するとした大学 (P 大学) である8。この事例は、従来は大学の共通経費から支出されていた、光熱水料の補填や外部資金に係る管理事務費の捻出など、いわば「間接経費」としてのオーバーへッドの性格を逸脱し、オーバーへッドした資金を「戦略的に」研究目的で利用することを企図したものといえる。この方式のもとでは、ある特定の研究を対象として寄付された金額の一部を、別の研究プロジェクトの経費にあてることになる。したがって医学系、工学系など多額の外部資金を獲得しやすい学問分野から、人文・社会系のように外部資金の獲得が困難な分野における重要な研究プロジェクトへの研究費の移転を可能にするというメリットは存在する。しかしその反対に、「全学的にみて重要なプロジェクト研究」の選定によっては、もともと多額の外部資金を獲得している研究者に対して、そうではない研究者からもオーバーへッドした資金によって、学内で研究費を配分することも起こりうるのである。後者の場合、学内でのコンセンサスを得ることは難しいのではないか。今後、こうした方式が他の大学に広まっていくのか注目されるところである。

3-5 オーバーヘッドの課題

ここまで見てきたように、法人化前の平成 14 年度時点においては、ごく一部の大学を除いて「大学が独自に行う」オーバーヘッドを導入し積極的な運用を図っている大学は少ない。その大きな要因は、オーバーヘッドの対象となる資金源によって経費の目的が限定されているために、実質的な使途が限定されていることにあると考えられる。したがって図表 5 に示すように、平成 14 年度時点において「全学レベルの間接経費・オーバーヘッドを積極的に徴収した」と回答した大学は 30%程度に過ぎなかった。ところが、法人化以降については、「全学レベルの間接経費・オーバーヘッドを積極的に徴収する」とした大学が約 80%にも及び(学長 77.8%、事務局長 80.0%)、かなりの大学がこうした方針を採用しようとしていることがわかる。果たしてこの結果はどのように解釈すべきであろうか。

四致。 工 1 0 7007时以社员 7 7 1 0 以内(///						
		学長	ξ	事務局長		
		平成14年度	法人化後	平成14年度	法人化後	
A.積極徴収	Aに近い	4.9	25.9	7.9	33.3	
1	ややAに近い	23.5	51.9	21.1	46.7	
	どちらともいえない	50.6	19.8	50.0	18.7	
Ţ	ややBに近い	7.4	2.5	9.2		
B.抑制	Bに近い	13.6		11.8	1.3	
	計	100	100	100	100	
	(実数)	(81)	(81)	(76)	(75)	

図表 5 全学レベルの間接経費・オーバーヘッドの徴収(%)

まず考えられるのは、「制度的に措置された」間接経費の全学レベルでの積極的な徴収を意図していることの現れとみるものである。前節「間接経費の現状」で明らかにされたように、制度的に措置された間接経費は、少数の単科大学を除いて、全学レベルと外部資金を獲得した研究者の所属部局の双方に配分されている9。そこで従来よりも全学レベルへの配分比率を高め(例: $50:50\rightarrow70:30$)、学長を中心とした執行部の裁量を強めようと考えているのである。このことは法人化以降の予算配分方針として、学長・部局長による裁量的経費を拡大するとした大学がやはり80%近くに達する(学長:平成14年度29.6%→法人化後77.7%、事務局長:25.7%→79.3%)こととも傾向を同じくしている。

もちろん、「本部による裁量の強化」という法人化後の一般的なイメージの下で、「大学独自に行う」オーバーヘッドについても従来よりも積極的に徴収していこうとする意図があるのかも知れない。しかしながら、繰り返し述べてきたように現行制度の下では奨学寄付金ならびに受託研究費・共同研究費からのオーバーヘッドはその使途が限定されている。競争的資金に措置される間接経費の使途については、「競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する」ことが明記されるとともに10、主な使途の具体例が幅広くかつ詳細に示されている。したがって管理部門の施設・設備の整備、管理事務の必要経費、あるいは研究環境の整備に係る経費等に関しては、「大学独自のオーバーヘッド」よりもむしろ使い勝手がよいと言えるかも知れない。こうした間接経費が措置されるような大型の競争的資金獲得を奨励する意味も含めて、法人化以降「全学レベルの間接経費・オーバーヘッドを積極的に徴収する」という回答になったとも考えられる。

一方、「大学が独自に行う」オーバーヘッド、とりわけ奨学寄付金からのオーバーヘッドの利点を挙げるとするならば、E 大学の事例で紹介したような長期的・継続的な「基金」としての運用が可能である点になろう。制度的に措置される間接経費ではこのような年度をまたいだ運用は不可能である。現状では、寄付金受入の際に付された条件に直接的に関与しない使途について、寄付目的の範囲内であるか否かの判断は各大学の学長に委ねられており、その判断は大学によってまちまちなようである。今後、奨学寄付金からのオーバーヘッドを拡大するとするならば(拡大する必要があるのかどうかはともかくとして)、使途についての何らかの統一的な指針が提示される必要があるだろう。あるいは大学の教育研究一般を広く支援することを目的とした奨学寄付金を獲得する努力が、各大学に求められることになるのかも知れない。

4. 間接経費とオーバーヘッドの今後

前節の最後に指摘したように、法人化以降については、多くの大学が「全学レベルの間接経費・オーバーヘッドを積極的に徴収する」と回答しており、今後間接経費やオーバーヘッドが増加する可能性は大きい。そこには前述したように大学本部の裁量(資源配分機能)の強化という意図があるように思える。だが、そうした意図の有無にかかわらず、機関補助(を財源とする大学一般経費)が実質的に減少する一方で、外部資金が増えていくことは確実であり、大学が全学の運営費を捻出していくためには、機関補助よりも間接経費やオーバーヘッドに頼ら

ざるを得なくなる可能性が高い。

いずれにしてもそこで生起するのは、学内資源配分の問題である。英国での経験を見ると、近年機関補助が減額され、急速に外部資金が増加しているが、外部研究資金が研究プロジェクトに必要なフルコストをカバーしていないために、大学は外部資金が増えれば増えるほど、研究をサポートするために余計に財源が必要となり、外部資金を獲得した内部組織に学内予算を充当せざるを得なくなった。その結果大学内でいかに資源の再配分を行うべきかかという問題が発生した。そして、多くの大学で、学内資源配分の仕組みの再構築や間接経費の仕組みの構築が行われた。つまり、学内資源配分問題の引き金になったのは、大学本部の権限強化云々の議論以上に、むしろ外部資金の増加への対応であったといえる。

日本でこのような文脈が必ずしも明確に意識されないのは、いうまでもなく機関補助が大きいからである。外部資金が増えたとはいえ、いまだ機関補助(項「国立学校」経費や運営費交付金)の比率は英米と比べれば相対的に高く、間接経費やオーバーヘッドが学内資源配分に及ぼす影響はまだ大きくはない。しかし、本格的に外部資金への傾斜が進むと、間接経費やオーバーヘッドを中心に学内資源配分の仕組みそのものが検討されなければならなくなるだろう。

その際に問題となるのは、第一に、前節の最後で指摘したように、使途の問題である。現時点では、間接経費やオーバーヘッドの使途に規制があって、必ずしも自由な運営がなされているとは言いがたい。間接経費やオーバーヘッドは、外部資金の活動にかかわることに限定されるべきか、大学の一般的な教育研究経費や管理運営費に支出されるべきか、人件費や施設整備にどのように支出され得るのか、学内で何らかのインセンティブをもたらす経費に支出されるべきか、といった問題である。使途の自由度によって学内資源配分の硬直性や柔軟性が決まるといってよい。逆に、間接経費やオーバーヘッドの使途の自由度の高い外部資金を獲得するために、大学が競争するというような事態が生じる可能性もある。

そして当然ながら、第二に、間接経費やオーバーヘッドの規模や比率が学内資源配分を大きく規定する。その規模や比率が大きければ学内資源配分の機能も大きくなるだろう。ただし、規模・比率の問題は使途の問題と密接にかかわる。今よりも間接経費やオーバーヘッドの比率が高まれば、それがどのように使われるかについてスポンサーはより注意を向けることになるだろう。とくに奨学寄附金や民間助成財団からの助成金の場合、大きな比率でオーバーヘッドが課され、それが当該の活動以外の大学全体の経費として支出されることは、ふつうスポンサーは好ましくは思わないだろう。政府資金も同様で、米国において政府と大学間で繰り広げられてきた間接経費問題の多くは、この点に集中している。つまりスポンサーは間接経費やオーバーヘッドの使途への関心から、当然その規模や比率について口を出すことになる。しかし、直接経費と間接経費を明確に分けることや大学の諸活動を明確に分けることが難しい以上、その規模や比率は一意的に決まるものではなく、常に論争の対象となるだろう。

こうした問題、つまり、政府資金も民間資金も含めて、間接経費やオーバーヘッドの使途を どのように自由化すべきか、そして間接経費やオーバーヘッドの比率をどのように設定すべき か、という問題は各大学だけで対応できることではなく、政府の関与や大学を超えたルール作 りが必要となろう。

他方で、大学の内部的問題もきわめて重要である。すなわち学内資源配分の再構築の際に問題となるのは、第三に、大学の組織間の調整である。多額の間接経費やオーバーヘッドを大学に持ち込む部局や個人もあればそうではない部局や個人もある。間接経費やオーバーヘッドが増えて、大学全体の運営に支出されるようになれば、そこには組織間同士の財政資源の流れ(内部補助)が生じることとなる。そうなると、学内資源配分の仕組み作りにとって、いかに組織間の合意を得るかがキーポイントになるだろう。

<注>

- 1 平成 14 年度の訪問調査の際に資料を得た 2 大学を含む。
- 2 「全学レベルの間接経費・オーバーヘッド [方針 A]積極的に徴収する \longleftrightarrow [方針 B]徴収を極力抑える」の 5 段階のスケールに対して、「A に近い」、「やや A に近い」と回答した大学。(表2 を参照のこと)
- 3 大学院大学を含む
- 4 平成7年度から実施されている、政府出資金を活用した特殊法人等における新たな基礎研究 推進事業においては、公募等により研究代表者が研究を提案する形態ではあるが、国立大学 等において当該研究を実施する場合、各大学が受託研究として受け入れることとされている (いわゆる「出資金事業に係る受託研究」)。この場合、国からの受託研究とは区別され、一 般の受託研究と同様の取り扱いとなる。
- 5 民間等からの委託分の場合、技術料、機器損料など、本来の教育研究活動のために有する組織や設備等を利用するための経費が相当する。
- 6 「奨学寄附金受入事務取扱規程」(昭和38年4月1日文部省訓令)により、奨学寄附金の受入にあたり以下の条件を附すことは認められている。
 - (1) 貸与又は給付する学生又は生徒の範囲を定めること
 - (2) 学術研究を指定すること
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、教育又は学術研究上支障がないと認められる条件
- 7「奨学寄付金の取り扱いについて」(大学学術局長、会計課長通知文会総第341号 昭和42年9月8日)
- 8 ただし、P 大学から提供された資料は、予算(案)として学内で提出された資料であるため、 実際にこうした方式が導入されたかどうかは不明である。とはいえ、こうした発想が採られ たこと自体が興味深く、あえて事例として紹介することとしたものである。
- 9 中には、研究者個人に配分している大学もあったが、間接経費の本来の目的からは逸脱して いるようにも思われる。
- 10 「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成 13 年 4 月 20 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)

<参考文献>

国立大学等外部資金取扱事務研究会(2001), 『大学と産業界との研究協力事務必携(第四次改訂版)』,ぎょうせい